



『週刊現代』連載記事は人権侵害

—— 内容に重大な誤り 取材や調査も不十分 ——

人権擁護委員会が講談社に「謝罪」を勧告

3月19日、埼玉弁護士会人権擁護委員会は講談社に対し、『週刊現代』2006年11月4日号の記事について、**重大な人権侵害があった**として「**謝罪などの名誉回復措置を含む適切な措置を採る**」よう勧告を行いました。今回の勧告は、西岡研介が執筆した『週刊現代』の連載記事「テロリストに乘っ取られたJR東日本の真実」第14回の記述に対する美世志会・斉藤秀一さんの申し立てにもとづくもので、同委員会は記事の内容について「**申立人の名誉及びプライバシーの権利を侵害した**ものであり、これについては、報道の自由の民主主義社会を支える重要な価値に照らしても、その人権侵害性は重大といわざるを得ない」と厳しく批判しています。

勧告は、記事の内容に重要部分で事実と反する記載があることを指摘したうえ、調査の結果、記事が「**十分な取材や調査に基づいたものであったとは到底いえない**」ことも明らかにしました。そして、「**申立人の名誉を毀損した**」こと、さらに「**申立人のプライバシーの権利をも侵害した**」ことを認定したのです。

● 講談社側主張をきっぱり退ける

講談社側は「匿名」で記載しているので人権侵害にはあたらないとか、報道の自由の範囲だと抗弁した模様ですが、勧告で委員会はこれらの主張を明確に退けました。詳細は【参考】を見ていただきたいと思います。講談社や西岡がこれまで繰り返してきた言い逃れに対し、「**本件記事中の『B』と申立人との同定は十分可能であり、且つ、公然性も満たされるといえる**」「**本件については、貴社の報道の自由に最大限の配慮をしたとしても、申立人の名誉・プライバシー侵害という人権侵害を正当化することはできない**」と厳しく批判したことは重要です。

今回の勧告により、24回にわたる『週刊現代』連載記事が、いい加減な調査・取材によるデタラメなものであることの一部が暴かれました。さらに、「テロリスト」キャンペーンに対する民事裁判を通じて、西岡研介、講談社の、さらには西岡に捜査資料を渡して世論を操作した警視庁公安部の責任を明らかにしなければなりません。

【参考】 講談社の言い逃れに対する人権擁護委員会の見解(「勧告」より)

「匿名だから人権侵害に当たらない」という主張への批判

本件記事においては、申立人の氏名は表示されておらず、「B」という匿名(仮名)標記となっているので、まずは同定可能性と公然性につき検討する。

この点、匿名報道において特定の人物を指すものと認識できるか否かは、一般論としては、当該匿名の人物について、一般読者の普通の注意と読み方に基づき当該記事から解釈した場合に特定の人物を指すと受け止められるか否かによるということは多くの裁判例が採用する基準であり、当事件委員会も基本的にはこれが妥当と史料する。

これに加えて、公然性、すなわち、不特定または多数人に対するものという要件との関係で「知る者が多数おり、その者らにとって、当該表現が誰を指すのかが明らかであれば」「事実が不特定多数の者が知り得る状態に置かれれば、それで公然性の要件は満たされる」とする判例(最判平 14.9.24「石に泳ぐ魚」事件)の考えも併せ考慮すると、**地域や職場あるいは関心などによりある程度限定された範囲の者であっても、公然性の要件は満たされる**といえる。そして、これに係る裁判例には、イニシャルを用いた事案で、記事中に原告の勤務先や所属部署、特定のサークルとの関連性など原告の属性に関する記載があったこと等を理由に、「原告と面識がある者や、原告の属性のいくつかを知る者が本件記事を見れば、(中略)原告と認識することは容易である。」「原告の属性のいくつかを知る者は不特定多数に及ぶことは容易に推認できることからすれば、そうした者が本件記事を読んだ場合、(中略)原告であると認識できる」としたものがある(東京地判平 18.11.7)。

本件において、申立人は、前記認定事実記載のとおり、本事件当時R東労組の執行役員で、現在は同労組の専従職員として「情宣担当部長」を務めているのであり、この点の記事内容は事実と認められるところ、**これらの事実を知る者はR東日本社内**に多数いることは当然推認されるべき事柄であり、**それらの者が本件記事を読んだ場合、本件記事にある「B」が申立人と認識することが極めて容易であることは明らか**というべきである。

したがって、本件記事中の「B」と申立人との同定は十分可能であり、且つ、公然性も満たされるといえる。

「報道の自由の範囲」という主張への批判

本件記事は匿名(仮名)報道であり、申立人の不利益に一定の配慮はなされているが、上記のように同定は極めて容易に可能であること、また、申立人の上記各人権侵害のうち、名誉毀損についていえば、その摘示事実が犯罪事実に関するものや社会的地位に関するものであり、しかも、重要な部分については事実と異なっていたものであり、またプライバシー侵害については、...最も秘匿性の高い情報の公表であるから、決して軽微なものとはいえず、むしろ**本件における人権侵害の程度は相当に重大**といわざるを得ない。

他方で、確かに、報道の自由は個人の知る権利に奉仕するものとして民主主義社会を支える重要な権利であり最大限尊重されるべきであるが、本件では、**本事件等を公表することについて公共性や公益性が認め難い**ことに加え、本件記事内容の**真実性についても事実と異なる内容が...あり**、しかも、貴社において、その点を真実と信じるに至る**真摯な取材の形跡があったとも認められない**のである。

したがって、本件については、貴社の報道の自由で最大限の配慮をしたとしても、申立人の名誉・プライバシー侵害という人権侵害を正当化することはできない。